

カワウ被害対策強化の考え方

平成26年4月23日

環 境 省

農 林 水 産 省

カワウ対策の現状と課題

カワウは、かつて全国に分布していたが、1970年代に絶滅が危惧されるほどに個体数が激減し、分布域も縮小した。1980年代になると分布は拡大し、個体数は増加に転じた。全国のカワウの個体数やねぐら等*1の数の詳細は把握されていないが、関東地方から近畿地方を中心に2010年から2012年の3年間に春（3月）に行われた調査結果では、約250ヶ所のねぐら等があり、その個体数は約6万7千羽であった。2010年から2011年の間にカワウの利用が確認されたねぐら等が、全国で約450ヶ所存在しているというデータを踏まえると、全国で約12万羽生息していると推定される。

カワウは集団で行動し、通常、ねぐら等から15kmほどの範囲の沿岸部や河川湖沼で捕獲しやすい魚を捕食する。このため、カワウは、ニホンジカ、イノシシのような個体に着目した管理ではなく、被害地に飛来する拠点となるねぐら等の分布や数、各ねぐら等の個体数を管理する個体群管理と、被害地*2における被害防止対策が基本となる。その際、ねぐら等において、不適切な個体群管理を行うと、群れを分散させ新たなねぐら等を作り、分布拡大や個体数増加を生じ、結果的に被害が拡大するため注意が必要である。

また、季節的に複数のねぐらを利用し都道府県を越え長距離に移動するため、ねぐら等の分布や数、個体数の把握は全国的に時期をそろえて行い、その結果を基に広域的に対策を行うことが必要である。

このような種の特性を踏まえ、都道府県内での対策の強化と共に、広域的な連携を進め、全国各地でカワウの捕獲等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施することにより被害対策を強化する。

*1 ねぐら等：ねぐら（夜間集団で休息する場所）及びコロニー（集団で繁殖する場所）

*2 被害地：カワウによる被害を受ける現場（河川・湖沼等）

目標の設定

被害地から半径 15km 以内のねぐら等を中心として、ねぐら等の管理やそれらを利用するカワウの個体数を管理して、被害を与えるカワウの個体数を 10 年後（平成 35 年度）までに半減させることを目指す。

カワウの特性に応じた効果的な対策の考え方

ねぐら等で無計画に駆除や追い出しを行うと、群れはその場所から他の場所へ移動し、これまでカワウが利用していなかった地域へ分散してしまうことで、結果的に個体数の増大を招くおそれがある。

このため、カワウ被害対策としては、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と、被害地での被害防除活動を組み合わせながら、計画的に進めることが必要である。

そのためには、都道府県単位での被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進すると共に、被害状況を踏まえ、広域連携による被害対策を推進することが必要である。

○ モニタリングの推進

- ・被害地に飛来するカワウのねぐら等（おおよそ被害地から半径 15km ほどの範囲に存在するもの）を特定し、ねぐら等の数や各ねぐら等の個体数を把握する。

○ ねぐら等における対策

- ・被害が甚大で個体数を減少させる必要がある場合、ねぐら等の攪乱・分裂を極力避けた手法（空気銃）による親個体の捕殺やドライアイスによる繁殖抑制等を実施する。
- ・小規模なねぐら等の除去や新たなねぐら等の形成を防止する場合、ビニルひも張り等による対策を実施する。

○ 有用魚種の食害の防除

- ・アユなど内水面の重要魚種の食害を軽減することを最優先として、放流時期を中心に、複数漁協による一斉追い払い等を広域で連携して実施する。

対策の実施に向けた取組の強化

○ 都道府県における取組の強化支援

- ・広域協議会の場を活用し、都道府県によるカワウの生息状況及び

被害状況の把握（モニタリング）を推進する。

- ・モニタリングの結果を踏まえ、都道府県による個体群管理と被害対策のための計画の作成を推進する。
- ・ガイドラインや広域協議会での情報共有を通じた都道府県における第二種特定鳥獣管理計画策定の推進及び支援を行う。

○ 広域的な保護管理の強化支援

- ・関東、中部・近畿地区の広域協議会における一斉モニタリング（3、7、12月）、一斉追い払い（アユの放流にあわせ4月以降）等の取組を推進強化する。
- ・広域協議会未設置地区（東北、中国・四国、九州の各地区）における協議会の設置を推進する。
- ・全国的な情報共有を推進する。

○ 市町村における取組の強化

- ・鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が定める被害防止計画につき、カワウを対象とした計画の策定を推進するとともに、被害を与えるねぐら等が明らかとなったカワウについては、被害状況に応じた効果的な捕獲等を推進する。

○ 被害地における取組の強化

- ・都道府県による個体群管理と被害対策のための計画や市町村における取組と連携をとりつつ、各地区の漁業現場で特に被害が大きい魚種を中心に、その被害軽減に向け、漁協等が広域に連携して実施する有用魚種の放流時期における重点的な追い払い、放流場所での紐張り、魚の隠れ場の設置等の対策を推進する。

○ 研修の実施

- ・以上の取組強化を効果的に進めるため、都道府県等担当者等に対する研修を実施する。